

議案第 5 1 号

瑞穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項第 1 号中「（平成 2 4 年法律第 6 5 号）」を削る。

第 2 9 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 3 1 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 4 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第

4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
目次 略	目次 略
第1章 総則	第1章 総則
第1条から第5条 略	第1条から第5条 略
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)
第6条 略	第6条 略
2から4 略	2から4 略
5 略	5 略
(1)子ども・子育て支援法_____	(1)子ども・子育て支援法(平成24年法律第6
_____第59条の2第1項の規定による助成を	5号)第59条の2第1項の規定による助成を
受けている者の設置する施設(法第6条の	受けている者の設置する施設(法第6条の
3第12項に規定する業務を目的とするも	3第12項に規定する業務を目的とするも
のに限る。)	のに限る。)
(2) 略	(2) 略
第7条から第21条 略	第7条から第21条 略
第2章 略	第2章 略
第3章 略	第3章 略
第1節 略	第1節 略
第2節 小規模保育事業A型	第2節 小規模保育事業A型
第28条 略	第28条 略
(職員)	(職員)
第29条 略	第29条 略
2 略	2 略
(1)(2) 略	(1)(2) 略
(3)満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6	(3)満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6
条の3第10項第2号の規定に基づき受け入	条の3第10項第2号の規定に基づき受け入
れる場合に限る。次号において同じ。)	れる場合に限る。次号において同じ。)
おおむね15人につき1人	おおむね20人につき1人
(4)満4歳以上の児童 おおむね25人につき	(4)満4歳以上の児童 おおむね30人につき
1人	1人
3 略	3 略

第30条 略

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 略

2 略

(1)(2) 略

(3)満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

おおむね15人につき1人

(4)満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

第32条 略

第4節 略

第4章 略

第5章 事業所内保育事業

第42条及び第43条 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 略

2 略

(1)(2) 略

(3)満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

おおむね15人につき1人

(4)満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

第45条及び第46条 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 略

2 略

(1)(2) 略

第30条 略

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 略

2 略

(1)(2) 略

(3)満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

おおむね20人につき1人

(4)満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

第32条 略

第4節 略

第4章 略

第5章 事業所内保育事業

第42条及び第43条 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 略

2 略

(1)(2) 略

(3)満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

おおむね20人につき1人

(4)満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

第45条及び第46条 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 略

2 略

(1)(2) 略

(3)満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)

おおむね15人につき1人

(4)満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

第48条 略

第6章 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3)満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。)

おおむね20人につき1人

(4)満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

第48条 略

第6章 略